

子どもからの相談、ヤングケアラー、その他様々な相談

## 子ども応援サポート室

子どもの困りごとや悩みごとなどを相談員がうかがい、一緒に解決策を考えます。ヤングケアラーや子育て家庭の経済的な困りごとの相談なども受け付けます。

**対象** 区内在住の18歳未満の子ども、保護者、子育てに関わる全ての方

**受付** 月～金曜日 9時～17時  
(祝日・年末年始を除く)

**相談方法** 電話・相談専用フォーム

**問合せ** 03-5803-1900



フォームの入力は  
こちら

家にいるのが**つらい**、  
学校に**行きたくない**

自分の**悩み**、誰に**相談**  
したらいいのかな？



子育て支援講座

## 育児スキルトレーニング

親子の関係を育てるコミュニケーションをグループワークで学びます。

年2クール開催(1クール全7回)

**対象** 区内在住の3歳から小学6年生の子ども、保護者

**問合せ** 03-5803-1104



育児スキルトレーニングHP

親子で遊び居場所

## ぴよぴよひろば(親子ひろば)

子どもと保護者が一緒に遊び、利用者同士で交流できる憩いの場です。

「子育て」の悩みや不安など、ひろば職員(保育士)や心理スタッフに相談できます。

子どもの発達状態に応じた成長を支援する講座「ぴよぴよHUGハグ」(年10回程度)や、季節の行事を開催しています。

**対象** 区内在住の0～2歳の子どもと保護者(保護者同伴)

**利用時間** 月～金曜日 10時～12時、14時～16時  
(7・8月は10時～12時、14時～17時)  
(祝日・年末年始を除く)

※混雑状況はLINE、その他詳細はHPへ

**問合せ** 03-5803-1398



ひろばLINE



ひろばHP



文京区子ども家庭支援センター

〒112-8555

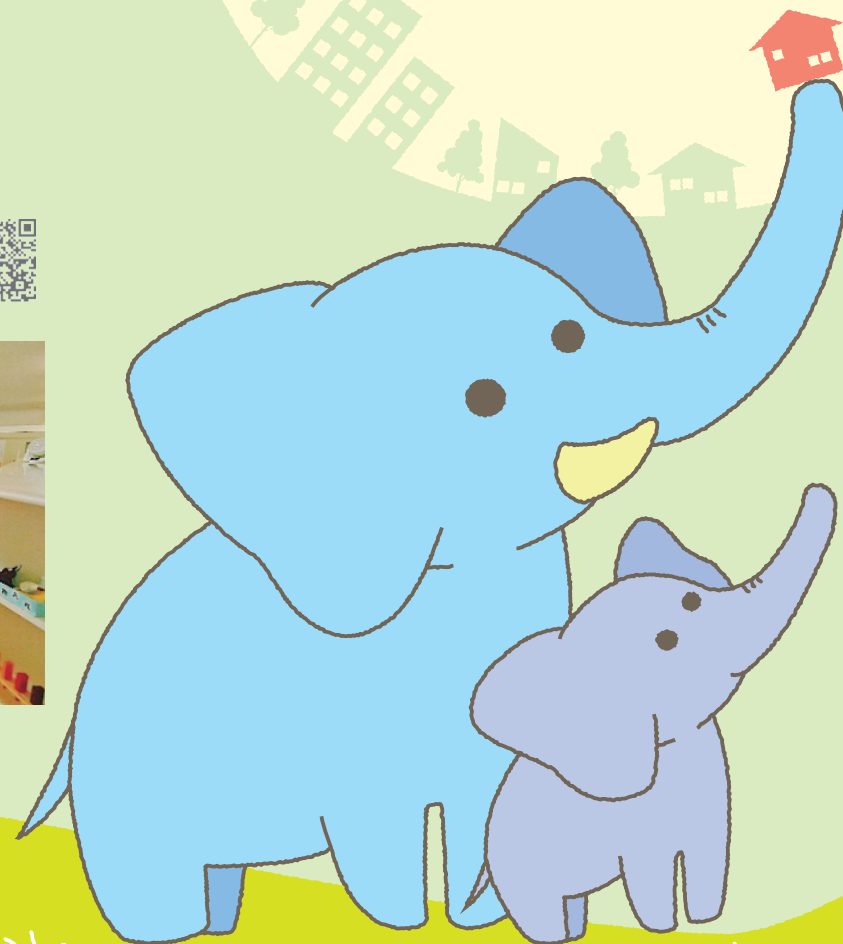
文京区春日1-16-21 シビックセンター5階

TEL 03-5803-1894 FAX 03-5803-1345

印刷物番号 F0324021

文京区

# 子ども家庭 支援センター



## 子どもと家庭の総合相談

子育ての不安や悩み、子どもの気になるところ、困っていることなど、1人で悩まずどんなことでもご相談ください。

身近な相談機関として、子どもとその家庭のさまざまなお話を相談員がうかがいます。子育てに関する情報の提供、適切な相談機関への紹介も行います。

**対象** 区内在住の18歳未満の子ども、保護者、子育てに関わる全ての方

**受付** 月～金曜日 9時～17時  
(祝日・年末年始を除く)

**相談方法** 電話・窓口（要予約）

**問合せ** 03-5803-1109 (TEL)  
03-5803-1987 (FAX)

子どもの<sup>かんしゃく</sup>癇癪どう  
対応したらいいの？

子どもの育て方  
これでいいのかな？

子育てに  
疲れてしまった

## 子育て講演会

悩みをかかえる子育て世帯に寄り添う内容の講演会をYouTubeで配信しています。

子育て講演会 HP



緊急かつ一時的に子どもを預けたいとき

## 子どもショートステイ・トワイライトステイ 乳幼児ショートステイ

**対象** 区内在住の下記に該当する子どもの保護者で、病気・出産・就労等の利用要件にあてはまる方

- ▶ 子どもショートステイ・トワイライトステイ 満2歳～小学6年生
- ▶ 乳幼児ショートステイ 生後60日～3歳未満

**利用方法** 下記問合せに空き状況を確認の上、申請書をご提出ください。

※利用日は予約制です。利用要件により予約方法が異なるため、お問合せください。

**問合せ** 03-5803-1894 (TEL)  
問合せフォーム (HP 参照)

子どもショートステイ  
トワイライトステイ HP



乳幼児  
ショートステイ HP



専門の弁護士へ相談する(離婚・養育費・親子交流・生活全般・学校等)

## 子どもの最善の利益を守る法律専門相談

**対象** 区内在住の18歳未満の方とその養育者

**日時** ◎第2、第4火曜日 (1)10時～ (2)11時～  
◎第3木曜日 (1)18時～ (2)19時～  
(祝日・年末年始を除く)  
(事前予約制)

**問合せ** 03-5803-1894 (TEL)  
03-5803-1345 (FAX)



法律専門  
相談 HP

離婚前後の家庭を支援する

## 子どものための離婚前後の 法律専門相談

弁護士による離婚に関する法律相談をオンラインで実施します。(事前予約制)

**対象** 区内在住の18歳未満の子ども  
の養育者

子どものための離婚前後の  
法律専門相談 HP



## 子どものためのパパとママの離婚講座

離婚時の子どものメンタルケアや養育費等の法的な取り決めについての講座をオンラインで実施します。(事前予約制)

**対象** 区内在住の18歳未満の子ども  
の養育者

子どものためのパパと  
ママの離婚講座 HP



## 養育費確保支援事業 親子交流支援事業

養育費確保、親子交流を支援するため、費用の一部を助成します。

**対象** 区内在住の18歳になった最初の3月31日までの子どもを養育している方(要件あり)

養育費確保  
支援事業 HP



親子交流  
支援事業 HP



離婚前後家庭の支援事業 お問合せ先

03-5803-1894